

足立区長

鈴木 恒年 殿

要 望 書

平素はたばこ販売事業に対し、格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴区におかれましては、路上での喫煙による他人への迷惑防止や火傷等の被害の発生防止、また、たばこの吸殻の散乱防止など路上喫煙マナーの向上を目的とした「足立区まちをきれいにする条例」の改正を制定されるとの事。

業界としましては、たばこの投げ捨てや周囲に危険な歩きたばこについては、当然、避けるべきものと考えております。また、たばこの煙やにおいを好まない人もいますので、周囲の人へ心配りするなどの喫煙マナーが守られ、喫煙する方と喫煙されない方が共存できる社会が望ましいと考えております。

しかしながら、今回、貴区が公表されました条例改正案を拝見しますと、私どもが今後たばこ販売業を営んでいく上で、非常に懸念する点がありますので、下記についてご配慮をお願いするところでございます。

記

1. 足立区内全域での路上喫煙の禁止について

私どもでは、歩きたばこにつきまして、特に混雑時や状況をわきまえない行為につきましては、厳に慎まなければならないと考えておりますが、それを防止する目的のために、区内全ての路上での喫煙を禁止するということにつきましては、お客様である愛煙家の皆様の利便を考慮した場合、断固反対であります。同時に、このような規制につきましては、本来必要なモラルやマナーの向上といった実効性の観点からも、極めて強い疑念を抱くところでございます。

危険な歩きたばこを禁止する規定であるならば十分理解できるものではありませんが、危険でないような喫煙までも禁じることには必然性がなく、過度な規制であると考えます。また、このような規制を喫煙者自身が納得でき、実行される方はどれ程おられるでしょうか。現実的に、区内の全ての路上での喫煙禁止を徹底することが可能でしょうか。確実に実効性の期待できる施策を検討するべきであると考えます。



その上で、喫煙マナー向上の実効を期すためにも、また、喫煙される方、されない方双方に配慮された適切な措置とするためにも、喫煙所の設置も重要と考えます。

2. 喫煙所の必要性について

喫煙所を設けることによって喫煙所で立ち止まって喫煙する習慣付けがなされ、駅周辺における分煙も徹底されて、歩きたばこ（歩行喫煙者）・吸い殻のポイ捨てが大幅に改善されます。このことは他の多くの区の実例により証明されています。

喫煙者も非喫煙者同様に区民であり、喫煙所を全く設置しないとか、密閉式の牢屋のような所に閉じ込めるやり方は不適切と考えます。

私どもとしては特定区域内で喫煙した区民・来街者を、いきなり問答無用で取り締まるということではなく、区において適切に喫煙所を設置し、それでもルールを守ってくれない区民にはペナルティを与えるというやり方のほうが望ましいと考えます。

3. 足立区内のたばこ販売店への影響について

たばこ販売店は、国のたばこ事業法に則り販売許可を取得し、たばこの販売を行っておりますが、貴区が現在検討しておられる、区内全域を路上喫煙禁止とした場合、区民である私どもたばこ販売店への影響は極めて大きく、零細な小売店の多いたばこ販売店の生活権に関わってくることは必至であり、正に死活問題と考えております。

4. たばこ地方税の区財政への貢献について

貴区における平成16年度のたばこ地方税収は約47億円にのぼり、都内23区中4番目の多い税収額となっております。これも私ども区内の販売店が、日々販売努力をしてたばこの地方税の確保に努めた結果であり、貴区の財政への貢献度は極めて高いものと自負しております。

「区内全域での路上喫煙禁止」が条文化された場合、たばこは最寄品であることから、区内でのたばこ購入機会が減るため、千代田区のように、たばこの売上げが減少してたばこ地方税が減ることは明らかであり、このことは貴区財政の圧迫にも繋がるものと考えます。

最後に、私どもは自らの権利ばかりを主張するつもりはありません。喫煙マナーの向上は、貴区の課題であると同時に私ども業界の課題でもあると認識しております。

私どもは、喫煙される方と喫煙されない方が共存できる調和のある社会形成が望ましいと考えており、双方の接点を見出しながら喫煙マナー向上に貢献できればと考えております。

す。

そのために、今後も引き続き駅周辺や街頭でのマナー啓発活動や清掃活動等に積極的に取り組んでいく考えであり、また、貴区の喫煙マナー向上に向けた取り組みにつきましても、でき得る限りの支援・協力をさせていただきたいと考えておりますので、本書の意をお汲み取りいただき、今回の条例改正に反映していただければと考えます。

なお、誠に勝手ながら、本書の回答につきましては、一定期間の後、文書等でお問い合わせと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成17年10月27日

東京都足立区千住若28-14
足立荒川たばこ産業協同組合
理事長 石橋 昭彦